

公 告

健康保険法第47条に規定する標準報酬月額並びに健康保険法第165条第2項に規定する保険料を前納する場合の納付すべき額は、次のとおりである。

令和6年3月1日

三重県自動車販売健康保険組合
理事長 竹林 憲明

記

健康保険分

1. 標準報酬月額 360,000 円
2. 保険料（月額） 35,280 円
3. 保険料を前納する場合の納付すべき額

月額	標準報酬月額 360,000 円			
月数	標準報酬月額		納付すべき額	
前納期間	納付すべき額		前納期間	納付すべき額
1 カ月	35,165 円 (444 円)		7 カ月	243,758 円(3,084 円)
2 カ月	70,215 円 (888 円)		8 カ月	278,127 円(3,519 円)
3 カ月	105,151 円(1,330 円)		9 カ月	312,384 円(3,952 円)
4 カ月	139,973 円(1,771 円)		10 カ月	346,530 円(4,384 円)
5 カ月	174,681 円(2,210 円)		11 カ月	380,564 円(4,815 円)
6 カ月	209,276 円(2,647 円)		12 カ月	414,487 円(5,244 円)

注 ()書きは、調整保険料を再掲

介護保険分

1. 介護保険料の標準報酬月額 360,000 円
2. 介護保険料の保険料（月額） 6,408 円
3. 保険料を前納する場合の納付すべき額

月額 月数	標準報酬月額 360,000 円		
前納期間	納付すべき額	前納期間	納付すべき額
1 カ月	6,387 円	7 カ月	44,274 円
2 カ月	12,753 円	8 カ月	50,516 円
3 カ月	19,098 円	9 カ月	56,739 円
4 カ月	25,423 円	10 カ月	62,941 円
5 カ月	31,727 円	11 カ月	69,122 円
6 カ月	38,011 円	12 カ月	75,284 円

備 考

1. 当該標準報酬月額は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する。
2. 当該保険料を前納する場合の納付すべき額は、令和6年4月から令和7年3月までの期間の保険料を前納する場合の納付すべき額について適用する。